平成２４年（フ）第９６号
岐阜県下呂市萩原町羽根2669番地７
債務者　河尻　ナホ
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第２１５２号
名古屋市北区大野町５丁目１番地の１　県営辻町住宅３街区５棟206号
債務者　**柳**澤　　茂
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３５号
三重県津市修成町４番３号　コーポイトウⅠ－１－Ｂ、申立時の住所三重県津市港町10番７号　コーポ新栄１号棟103号室
債務者　島川　一惠
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３６号
三重県津市城山１丁目14番33号　コーポ三友Ａ103、前住所三重県津市高野尾町2996番地24
債務者　冨山　和彦
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３７号
三重県津市城山１丁目14番33号　コーポ三友Ａ103、前住所三重県津市高野尾町2996番地24
債務者　冨山　征子
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３９号
三重県鈴鹿市庄野羽山１丁目１番11号　コーポ尾沢201号、前住所三重県亀山市安坂山町2594番地
債務者　井村　美代（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４４号
三重県津市一身田平野350番地２　マリオ一身田Ｂ棟108号室、前住所三重県津市栗真町屋町1557番地６
債務者　鈴木惠美子
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５０号
三重県鈴鹿市稲生塩屋３丁目１番８号　南十字星Ｆ201
債務者　山本芙由美
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９９３号
神戸市垂水区五色山１丁目４番28号　もんビル３階、住民票上の住所神戸市垂水区瑞ケ丘６番27号　瑞ケ丘フラッツ302号
債務者　栗尾　英明
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８３号
神戸市兵庫区浜山通３丁目５番９号
債務者　藤原　節雄
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５号
鳥取県倉吉市幸町514番地10　フレグラントハイツ201
債務者　岡本　寿隆
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第８３０号
広島市西区三篠町２丁目15番４―302号
債務者　頼喜ちなみ
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１７２号
広島市中区宝町３番14―601号
債務者　沖田愉依子
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９２号
広島県東広島市黒瀬町楢原567番地10
債務者　本田マサミ
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２１１号
広島市安佐南区大町東２丁目３番３号
債務者　片山ひろみ（旧姓日吉）
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３号
山口県長門市油谷新別名24番地２
債務者　磯奥　雅也
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第３５９号
宮崎市清武町今泉甲3632番地30
債務者　坂田　清美
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
宮崎地方裁判所破産係